

生涯学習分科会グループ討議 グループ1に係る論点例と主なご意見について

テーマ：「地域における生涯学習・社会教育の推進体制について」

【事項名】

【課題】

【グループ討議における論点例】

【9月8日の主なご意見】

社会教育の
意義・役割

- ・社会教育の意義や必要性に対する低い認識（他の様々な学習機会と大差ないのではないか？講座内容や利用者層に偏りがあるのではないか？）
- ・地方公共団体の社会教育関係職員・予算の減少

○社会教育の現代的な意義・役割についてどのように考えるか。

- ・個々人の思いが集まって絆が生まれ、新しい価値をつくる動きが社会教育にはある。
- ・社会教育がまちづくり行政全体に広がってきたと捉えるべき。
- ・地域に参加することに価値観を持つ国民をいかに増やすか、ソーシャルキャピタルの高い国をどうつくるかがまちづくり政策の第一歩。
- ・産業、福祉、教育など地域の課題解決、新しい技術・新しい労働力の育成が求められている。まちづくりと同時に人づくりを当然視野に入れるべき。
- ・社会教育がなければまちづくりはできない。社会教育・生涯学習はまちづくり全体の柱。人の絆や地域に対する思いが見直されており、まさに社会教育の意義がここにある。
- ・国づくりや成長戦略に社会教育がどのように関わるか、きちんと議論する必要。
- ・情報接点・情報発信力が非常に弱くなっている。
- ・国民全体の力を高めていく上で、最も力を発揮できるのが社会教育。
- ・住民が地域に対してどんなことをできるのか、必要なスキルや能力をどうやって身につけるのかという場が今後も地域社会の中で必要。

首長部局との関係
教育委員会と

- ・教委と首長部局との連携が進展しない現状。まちづくりの観点から取り組む首長部局とのギャップ。
- ・首長部局が社会教育行政を補助執行したり、社会教育施設に類似した施設を所管する例が増加しており、法律と実態が乖離。
- ・個別制度の運用（社会教育主事の発令、博物館登録制度など）に支障。

○社会教育の振興のためにどのような取組が必要か。

- ・教育委員会と首長部局との連携をさらに進めるためにはどうすればよいか。
- ・社会教育行政を首長部局が担えるようにすることについてどう考えるか。

- ・社会教育がまちづくり行政全体に広がってきたため、首長部局で担当しなくなっている。
- ・教育委員会だけでなく、首長部局もまちづくりの観点からしっかり担うべき。
- ・公共性の高いものから優先的に、限りある予算を重点的に配分すべき。首長部局で行われている教育活動も社会教育の範囲と考えるとよいのではないか。
- ・教育委員会の社会教育部局が若者の就労不安などの行政課題に対応できるかは楽観できない。
- ・所管、施策内容、地域住民や団体との関係など、社会教育のグランドデザインを見直すことが必要。実際に首長部局に移管した自治体で何が起きているのか検証すべき。
- ・社会教育行政を、教育という観点から外して首長部局に移管するのはいかがなものか。

社会教育の専門的
人材の在り方

- ・社会教育主事の減少、配置していない自治体の増加
- ・社会教育主事講習の受講者の減少
- ・司書・学芸員の非常勤化
- ・資格取得者の活躍・就職の場の不足
- ・社会教育関係職員の専門性に対する低い評価
- ・他方、地域の学習活動のコーディネーター等の人材需要

・社会教育主事などの資格制度に関してどのような点を改善すべきか。

・社会教育主事を公民館や首長部局などでも発令できるようにすることについてどのように考えるか。

- ・改善すべきは人の問題。最低限の人員を手当するために国としてどう支援するかというところに政策の力点を置くべき。
- ・地域とともに学校運営をしていくために必要な感覚を、現場の教員が養う貴重な機会が派遣社会教育主事制度。社会教育主事制度の利点が社会教育にとどまらないことを国がもっとアピールしてほしい。
- ・学芸員や司書の資格取得者が博物館や図書館に就職できないまま社会に出て行っているが、こうした人材を大いに活用すべき。
- ・大学での養成に期待するのではなく、現に働いている司書、学芸員、社会教育主事たちの意識を変えて切磋琢磨させていくことが必要。
- ・社会教育主事がやっていることについては、首長部局でも人材を育て、職員全員でやるべき。様々な関係者と地域コミュニティづくりを進める中で職員は育つ。
- ・特定の分野だけでなく全体を見渡せる高い専門性を持った人材が必要。

社会教育施設の
在り方

- ・首長部局でも社会教育施設に類似した施設を所管。
- ・指定管理者制度導入による弊害（継続的・安定的な運営・人材確保に支障）
- ・公民館等の硬直的な運営（社会教育法第23条など）
- ・他機関・他団体との連携の不足
- ・博物館登録制度の形骸化

・社会教育施設の運営についてどのような点が隘路となっているか。

・社会教育施設を首長部局が所管できるようにすることについてどう考えるか。

- ・施設を管理運営していく人のマネジメント力が問われている。
- ・施設や組織を超えて横の連携をしていくことが必要。
- ・社会教育施設が、地域の子育て、福祉、環境などの団体と上手にネットワークを築いてもらいたい。予算が必要という声を社会教育委員や議員からあげてもらおうことが重要。

グループ1「地域における生涯学習・社会教育の推進体制について」 における主な意見

【社会教育の意義・役割】

社会教育には、個々人の思いが集まって絆が生まれ、行政の枠におさまらずに新しい価値をつくっていくという部分がある。このことは、他者との違いの理解や多文化政策の下支えという意味でも重要である。また、公民館などの社会教育施設が設けられているが、社会教育はあらゆる場所で行われており、むしろプロセスに注目すると社会教育の本当の良さが見えてくる。社会教育は人が講座に来てくれて初めて成立するものであり、公民館では「教養の向上」に関するものが最も多いが、その中で公民館職員は横のつながりづくりを常に意識して取り組んでいる。

社会教育が縮んだというよりも、むしろまちづくり行政全体に広がってきたと捉えるべき。だから首長部局で担当しなければならなくなっている。これからは、地域に参加することに価値観を持つ国民をいかに増やすか、ソーシャルキャピタルの高い国をどのようにつくるのがまちづくり政策の第一歩で、それは一社会教育主事にできるものではない。逆に、まちづくり、環境、健康などの分野に関わっていける市民をどのような形で育てるかが教育の役割。

社会教育の意義・役割は平成20年の中教審答申にかなり書かれており、今日でも基本的にそれは変わらない。少子高齢化がますます進む中で、地域住民も行政と一体となって産業、福祉、教育など地域の課題解決を図ることが当然求められ、他方で産業構造の変化に伴い新しい技術、新しい労働力の育成が地域社会の中で必要となっているため、社会教育の役割はいささかも減少していない。まちづくりと同時に人づくりを当然視野に入れるべきで、それを自治体のどこが担っていくか、教育委員会なのか、首長部局なのか問われている。

社会教育の存在感が弱まっていると言われるが、社会教育がなければまちづくりはできない。社会教育・生涯学習はまちづくり全体の柱として据えていかなければならない。東日本大震災でも人の絆や地域に対する思いが見直されており、まさに社会教育の意義がここにある。社会教育の現代的な意義を踏まえた中で、制度面の改善についても議論が必要。社会教育主事の役割は重要だが、教育委員会だけでなく首長部局もまちづくりの観点からしっかり担うべき時代に入っている。

社会教育の立ち位置を再検討することが必要。既に民間が草の根的にやっているのと同じことをやっても仕方ない。施設や学校教育の枠にとらわれず、国づくりや成長戦略に社会教育がどのように関わるのかも含めて、きちんと議論し、再定義することが必要。

社会教育の範囲が非常に広がったので再定義が必要。情報接点・情報発信力が非常に弱くなり、県と市町村の間の情報ネットワークも希薄になっている。そのような中で、せっかく良い活動をしてもつながっていない。富山県の事例のように、学ぶ場とその成果を生かして活躍する場が連携していく取組が重要。そのためにも、きちんとベンチマークをとって評価する仕組みが必要。

【教育委員会と首長部局との関係】

社会教育が有する公共性をもう一度捉え直し、公共性の高いものから優先的に、限りある予算を重点的に配分すべき。今何が必要かを考え、市民性の涵養やまちづくりなどにターゲットを絞って取り組むべき。国民全体の力を高めていく上で、最も力を発揮できるのが社会教育。「勉強」からではなく「活動」から育てていく社会教育があってもよい。社会教育施設内に限らず様々な場で、環境、健康、地域づくりなど教育的な機能が行われているので、首長部局で行われている教育活動も社会教育の範囲と考えるてよいのではないか。教育委員会よりも首長の方が社会教育行政の可能性を高く評価している。教育委員会ではできないという非常に狭い範囲でよいのか、行政の在り方も変えながら社会教育の可能性を引き出すことを考えてはどうか。

社会教育はある時期から理論的にも遅れたのではないか。学校を出た後うまくいかない人たちへの対応、例えば就労不安など若者の問題に対し、社会教育はほとんど無力だった。地域に住む人々の様々な課題に応えるという社会教育の機能は必要だが、教育委員会の社会教育部局が地域とつながりながらこうした行政課題に対応できるかは楽観できない。

社会教育の担当職員は、職務を通じて住民参加や学び合いを肌で感じて体得し、それを事業に活かしていくことができる。自治体の職員全てにとって大切な経験のできる仕事である。しかし、すべての首長が社会教育や生涯学習を理解しているわけではない中で、こうした社会教育行政を、教育という観点から外して首長部局に移管するのはいかなるものか。社会教育主事が持っている可能性をもう少し持続させていった方がよい。

社会教育の機能の必要性はいささかも減っておらず、住民が地域に対してどんなことをできるのか、必要なスキルや能力をどうやって身につけるのかという場面が今後も地域社会の中で必要。それを今までの社会教育の枠内で担うのがよいのか、首長部局で地域振興、産業活性化、まちづくり、社会福祉との連携を考えた方がよいのか。「社会教育」という言葉でよいのかも含め、所管、施策内容、地域住民や団体との関係など、社会教育のグランドデザインを見直すことが必要。所管の議論の際には、実際に首長部局に移管した自治体で何が起きているのか、教育の政治的中立性や教育委員会の独立性などに留意しつつ検証すべき。

【社会教育の専門的人材の在り方】

首長や教育長と話をするとな常に前向きだが、地方の現場の行政職員はNPOに対し、下働きで安くものをやってくれるという感覚で上から目線で接することが多く、意識改革が必要。まちづくりだけでなく学びの要素が重要なので、まちづくりに関する大きなビジョンのもとで、首長部局と教育委員会が役割分担・連携していくべき。

社会教育は危機的な状況をはるかに超えている。改善すべきは人の問題。今は人員がほとんど配置されていないため、なすべきことがほとんどできていない。その中で、島根県では派遣社会教育主事制度を維持するとともに、社会教育主事講習の受講旅費を県費負担するなど、人的手当をきちんとしている。ただ社会教育は大事だと言うのでなく、最低限の人員を手当するために国としてどう支援するかというところに政策の力点を置くべき。

教員が学校支援地域本部に関わることによって、教員自身が見事に変わっている。地域とともに学校運営をしていくために必要な感覚を、現場の教員が養う貴重な機会が派遣社会教育主事制度。社会教育主事有資格者が激減しているが、その中で栃木県は、現場の職員の中で有資格者が千人を超えた。社会教育主事講習への参加旅費を県費負担するなどの取組がこうした成果を生んでいる。有資格者が各学校で地域との関わりを深めており、社会教育主事制度の利点が社会教育にとどまらないことを国がもっとアピールしてほしい。

学芸員や司書の資格取得者が、博物館や図書館に就職できないまま社会に出ていっているが、こうした人材を大いに活用すべき。

人材については、大学での養成に期待するのではなく、現に働いている司書、学

芸員、社会教育主事たちの意識を変えて切磋琢磨させていくことが必要。

司書や学芸員を首長部局に移管しようとする発想はおそらく自治体にはない。一方、社会教育主事の立場でやっていることについては、首長部局でも人材を育て、職員全員でやるべきと考える。様々な関係者と地域コミュニティづくりを進める中で職員は育つ。今の社会教育主事養成の講習だけでは人材は育たないのでないか。

特定の分野だけでなく全体を見渡せる高い専門性を持った人材が求められている。教育、福祉、就労、保健、医療、まちづくりなど広く目配りできる人材が必要な中で、社会教育に特化して議論することでよいのか。社会教育はどんなに拡大しても「教育」ととどまってしまう。教育課題が他の分野と非常に関わりがあることを十分に理解して、民間も含めた人材養成を考えることが必要。

ともに学び合いながらソーシャルキャピタルをつくっていくためのコーディネータとして、社会教育主事や司書、学芸員という存在がある。これらの者の力量を高める上で現職研修も必要だが、あまりスーパーマンを求めるのではなく、住民たち自身が力量を高めて地域の問題解決に力を発揮してもらうことが有効で、強い市民社会をつくるためには社会教育の機能がますます必要。

【社会教育施設の在り方】

社会教育施設ではマネジメントの意識が非常に希薄であり、何でも周囲の環境変化のせいにしがち。施設を管理運営していく人のマネジメント力が問われている。

社会教育「機関」が社会教育「施設」と呼ばれるようになった弊害として、社会教育に関わる者が施設の種別ごとの縦割りになっていると感じるので、もっと施設や組織を超えて横の連携をしていくことが必要。

社会教育施設が、地域の子育て、福祉、環境などの団体と上手にネットワークを築いてもらいたい。ある県の社会教育委員会議では、事業の説明をする際に予算の話はしてくれないが、きちんと説明して、予算が必要という声を社会教育委員や議員からあげてもらうことが重要。

生涯学習分科会 参考資料

(地域における生涯学習・社会教育の推進体制関係)



平成23年9月29日



目次

- ・生涯学習・社会教育の意義・必要性に関する記述・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・生涯学習・社会教育の所管に関する地方公共団体の声・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・島根県における社会教育主事派遣制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・栃木県における社会教育主事有資格者の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・地方公共団体における社会教育費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・知事部局所管施設分の生涯学習関連経費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・地方公共団体における公民館費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・地方公共団体における図書館費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・地方公共団体における博物館費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

生涯学習・社会教育の意義・必要性に関する記述

中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」

(平成20年2月19日)

1. 生涯学習の振興の養成 - 高まる必要性和重要性 - (抄) (国民が生涯にわたって行う学習活動の支援の要請)

…国民の学習活動を促進することは、国民一人一人が、充実した心豊かな生活を送り、また、職業生活に必要な知識・情報・技術等を習得・更新することにより経済的にも豊かな生活を送ることを可能とするものである。また、同時に、このことは**社会を支え発展させることができる国民一人一人の能力を向上させることにつながる**ものであり、これは、ひいては社会全体の活性化を図り、我が国の持続的発展に資するものである。…

(総合的な「知」が求められる時代 - 社会の変化による要請)

…国民一人一人がそのような変化に対応できることは、**自己の充実・啓発のためのみならず、変化する国際社会にあって我が国及び我が国の国民が確固たる地位を占めていくことに資することになる。**

特に、近年指摘されている国民の経済的な格差の問題や非正規雇用の増加等の問題を考慮すれば、各個人が社会の変化に応じ、生涯にわたり職業能力や就業能力(エンプロイアビリティ)を持ち、**社会生活を営んでいく上で必要な知識・技能等を習得・更新し、それぞれの持つ資質や能力を伸長**することができるよう、国民一人一人が必要に応じて学び続けることができる環境づくりが急務となっている。…



生涯学習・社会教育の意義・必要性に関する記述

(自立した個人の育成や自立したコミュニティ(地域社会)の形成の要請)

…地域社会が自らの課題に対して自らの力を統合して解決していくなど、**自立した地域社会の形成も必要**となっており、各個人の学習の支援のみならず、**地域社会の基盤強化につながる地域全体の教育力の向上の要請**も高まっている。

(持続可能な社会の構築の要請)

…持続可能な社会では、各個人が社会の構成員として、人間・社会・環境・経済の共生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする「循環型社会」への転換が求められる。したがって、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「**知の循環型社会**」を構築することは、**持続可能な社会の基盤となり、その構築にも貢献するもの**と考えられる。

生涯学習・社会教育の意義・必要性に関する記述

中央教育審議会生涯学習分科会「生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について」(平成23年1月17日)

2.(1) 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決

学習活動を通じた地域住民間の「絆」の再構築

…地域住民等(居住している者だけでなく、学びや働く場として地域に関わりを持つ者や、関係団体・NPO、企業などの多様な主体を含む)の間の「絆」や連帯感といったものを意図的に再構築していくことが求められるようになってきている。すなわち、学習活動を通じて、そのような地域住民等の中の「絆」を築き、互いに学び合い、交流し、能力等を高め合うことのできるような「地域の力」(例えば「地域の生涯学習コンピテンシー」と言うこともできよう)を引き出し、ひいては住民等の帰属意識や互助・共助の場となる、地域の新たなコミュニティづくりを住民等が自ら能動的に行っていくという共通認識と気運を醸成し、具体的な実践につなげていくことの重要性が増している。

地域の課題解決のための学習活動

また、地域において自らの課題の解決に向けて取り組んでいくに当たり、それぞれの地域が抱える課題は多種多様であることから、地域住民等が当該課題について理解を深め、その解決のために必要な知識等を身に付けたり、課題解決策について検討し、地域の状況に即した手法等により、具体的取組につなげていく必要性も高まっている。

多様な学習機会の充実とコーディネーターの育成・確保

以上のような状況を踏まえれば、地域における多様な学習機会を一層充実するよう取り組んでいくことが今後ますます重要となると考えられる。…

生涯学習・社会教育の所管に関する地方公共団体の声

首長部局所管のメリットなど(5市区から聴取したもの)

他部局との連携がしやすい。連絡調整も迅速になった。

連合町内会所管課が同じ部にあるため、地域の諸課題の把握、対処がスムーズ。

地域支援事務や健康福祉事務と社会教育事務を一体的に実施することができる(首長部局の職員を教育委員会と併任させ、社会教育主事を発令している事例あり)。

学校教育との連携はじめ教育委員会との調整を緊密に行っていく必要。

他の自治体では教育委員会が所管していることが多いため、教育委員会経由で連絡が届き、連絡調整に多少支障をきたすことがある。

首長部局から教育委員会へ戻した事例から(2市から聴取したもの)

学校教育と社会教育は車の両輪。多様な教育行政課題に対応するためには、学校と家庭や地域のますますの連携が必要。

補助執行で権限と執行機関が異なるのは、市民にとってわかりにくい。事務も煩雑になる。

島根県における社会教育主事派遣制度の概要

【制度の概要】

以下の項目に重点を置きながら、地域における社会教育及び「学社連携・融合」の推進に関する事務に従事することを目的に、県の社会教育主事（社会教育主事資格を有する教員）を、希望する市町村教育委員会へ派遣する。

【重点項目】

- ①学校・家庭・地域が連携協力した社会教育及び「学社連携・融合」の推進
- ②地域の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと教育の推進
- ③市町村合併後の地域の自立に向けた人づくり・地域づくりの推進

【職務】

- ◆「学社連携・融合」の理念に基づく学校教育の充実と地域教育力の向上
 - 「学社連携・融合」の推進体制づくりとその運営に係る支援
 - 県教委の重点施策（ふるさと教育、放課後子どもプラン等）の推進
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
 - 上記の課題に関する公民館活動との連携の構築
- ◆地域における子どもたちの豊かな体験活動の充実
 - 子どもたちを支える地域の大人の組織づくりと指導者の育成・養成
 - 青少年教育事業の企画、立案、運営
 - 地域の社会教育関係者、PTA、NPO等のネットワークづくり
- ◆市町村の社会教育担当者の養成
 - 公民館主事等社会教育関係者の養成 等

【派遣者数と派遣先】（平成23年度）

- ◆派遣者数 22名
- ◆派遣先市町村数 6市8町1村

【派遣期間】

原則として4年以内

【期待される効果】

「学社連携・融合」による学校教育の充実、地域社会との連携強化
 学校家庭地域が一体となった地域ぐるみの教育の推進
 地域の大人や高齢者を対象とする社会教育の推進



【派遣人数の推移】

年(平成)	派遣社会教育主事 (県負担10/10)			地域教育コーディネーター (市町村負担1/2)										派遣社会教育主事 (市1/2、町村1/4)		
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
派遣者数	29	29	30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22

栃木県における社会教育主事有資格者の活用

- ・学校教育と家庭・地域の連携を図る上で中心的役割を果たすため、社会教育主事有資格者を各公立小中学校及び県立学校に1名以上配置できるよう、計画的な養成を実施。

【社会教育主事有資格者数】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
小中学校教員	687人	732人	722人	716人	758人
県立学校教員	120人	135人	139人	140人	139人
県教委・その他	159人	146人	137人	144人	139人
計	966人	1,013人	998人	1,000人	1,038人

【社会教育主事講習への派遣者数】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
小中学校教員	60人	59人	15人	15人	60人
県立学校教員	10人	13人	5人	4人	4人
計	70人	72人	20人	19人	64人
開催大学	宇都宮大学	宇都宮大学	茨城大学	茨城大学	宇都宮大学

- ・有資格者には、学校において家庭・地域との連携協力のための推進役(校務分掌上の生涯学習担当など)を期待。有資格者の有効活用促進のため、活動事例等に関するパンフレットを作成・配布。

地方公共団体における社会教育費の推移

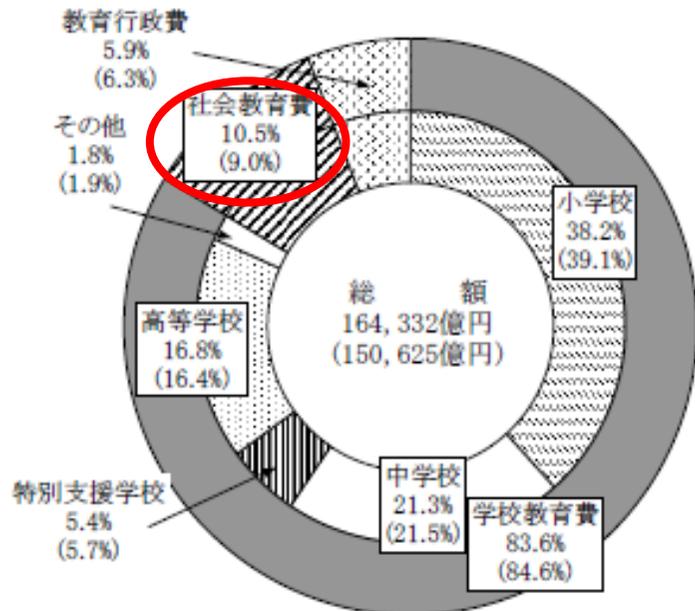
地方教育費の中で社会教育費が占める割合は約10%。地方教育費は総額はゆるやかな減少傾向にある。

(単位：億円)

区分	総額			学校教育費			社会教育費			教育行政費		
	総額	伸び率	構成比	学校教育費	伸び率	構成比	社会教育費	伸び率	構成比	教育行政費	伸び率	構成比
		(%)	(%)		(%)	(%)		(%)	(%)		(%)	(%)
平成20年度	162,108 (148,135)	△2.1 (△2.1)	100.0 (100.0)	135,510 (125,813)	△1.9 (△2.0)	83.6 (84.9)	17,110 (12,987)	△5.1 (△4.4)	10.6 (8.8)	9,488 (9,335)	△0.5 (△0.5)	5.9 (6.3)
平成21年度	164,332 (150,625)	1.4 (1.7)	100.0 (100.0)	137,344 (127,473)	1.4 (1.3)	83.6 (84.6)	17,291 (13,611)	1.1 (4.8)	10.5 (9.0)	9,698 (9,542)	2.2 (2.2)	5.9 (6.3)

(注)1 地方教育費総額とは、公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校の各学校の支出経費並びに都道府県、市町村の教育委員会が社会教育及び教育行政のために支出した経費の決算額合計である。
 2 ()内は、債務償還費を控除した数値である。
 3 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の合計とは一致しない場合がある。(以下の各表において同じ。)

教育分野別教育費の構成比



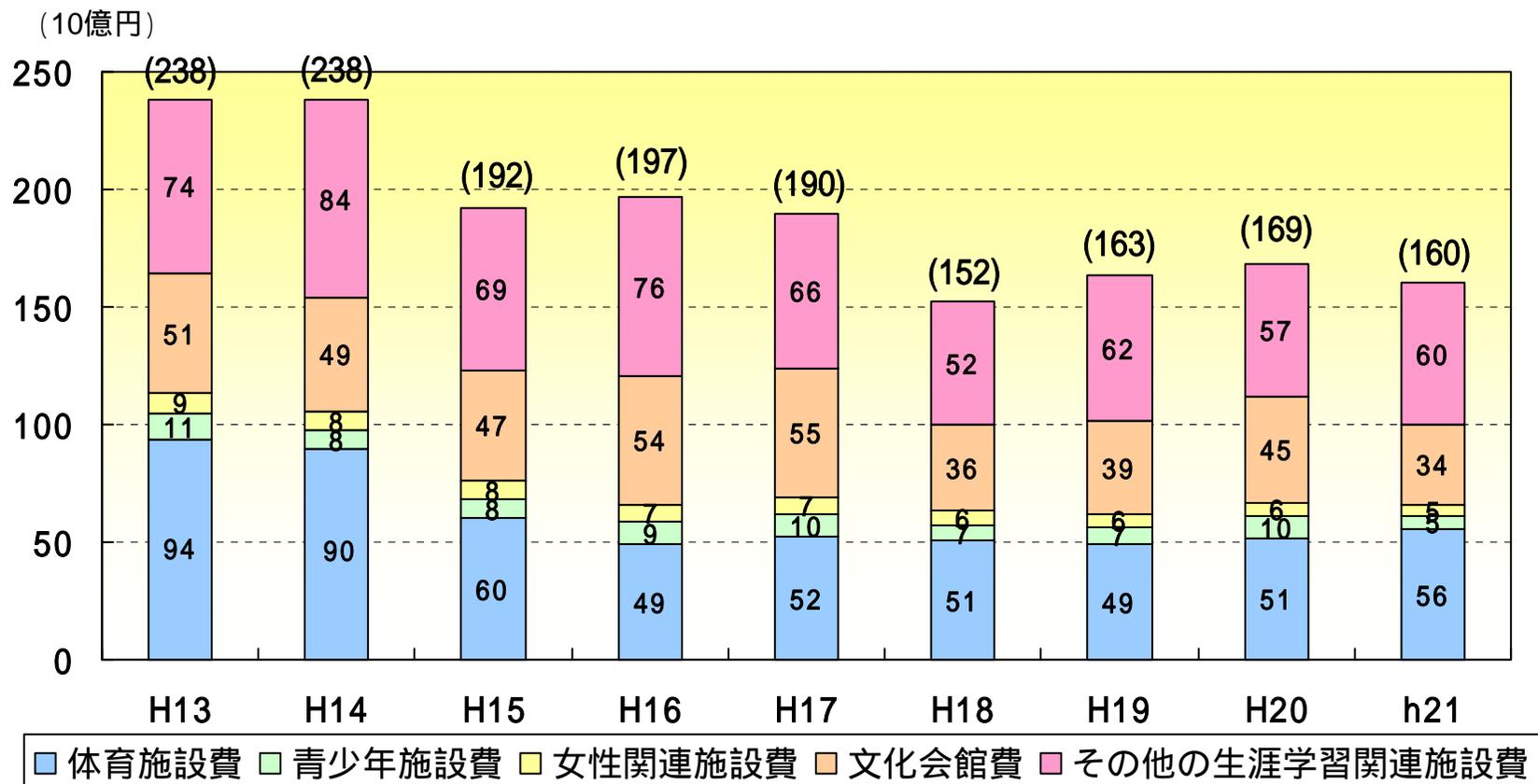
推移



(出典) 地方教育費調査

知事部局所管施設分の生涯学習関連費の推移

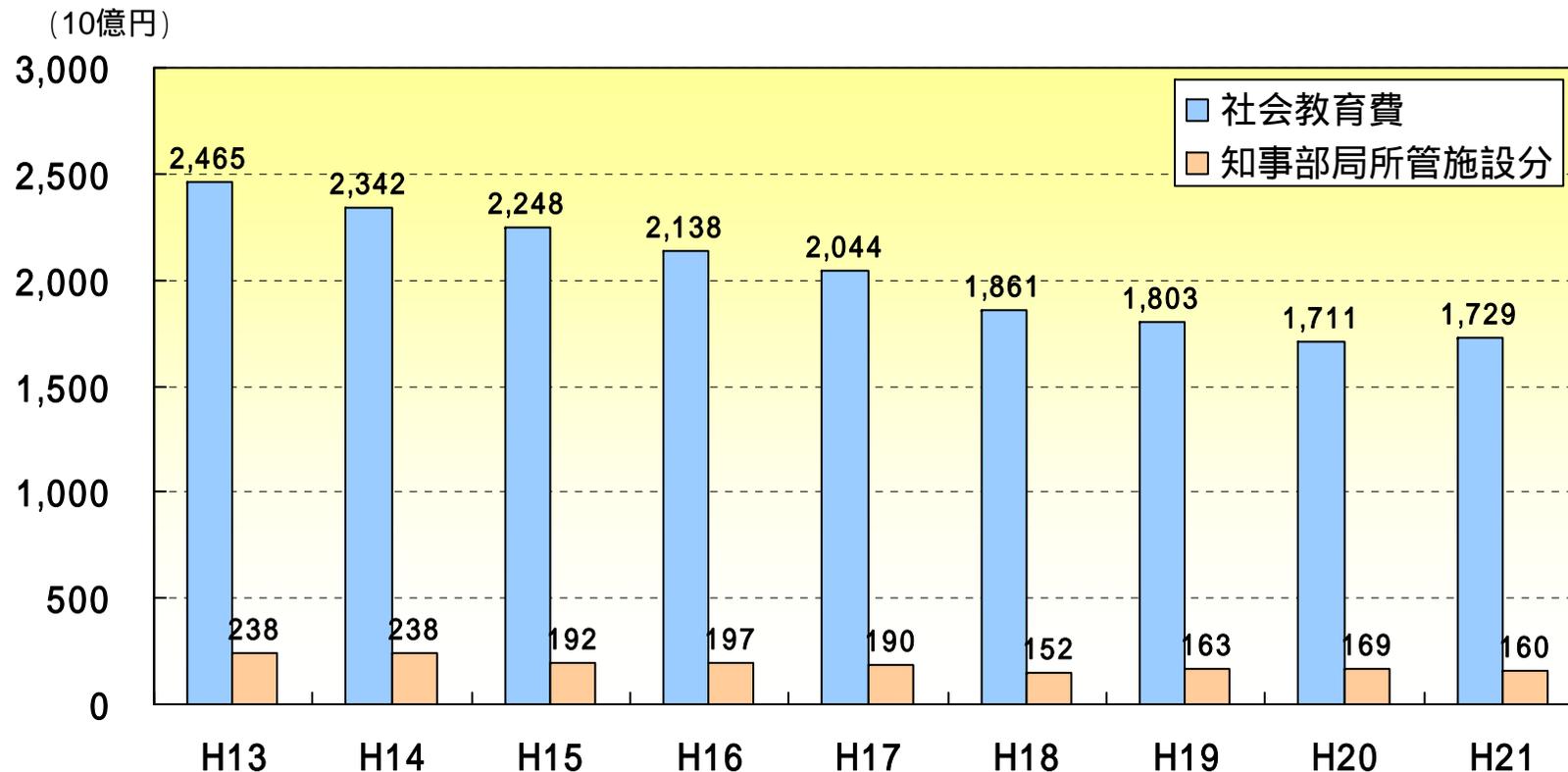
知事部局所管施設分の生涯学習関連費は減少傾向を見せつつも、対前年度増となる年度もある。



(出典) 地方教育費調査

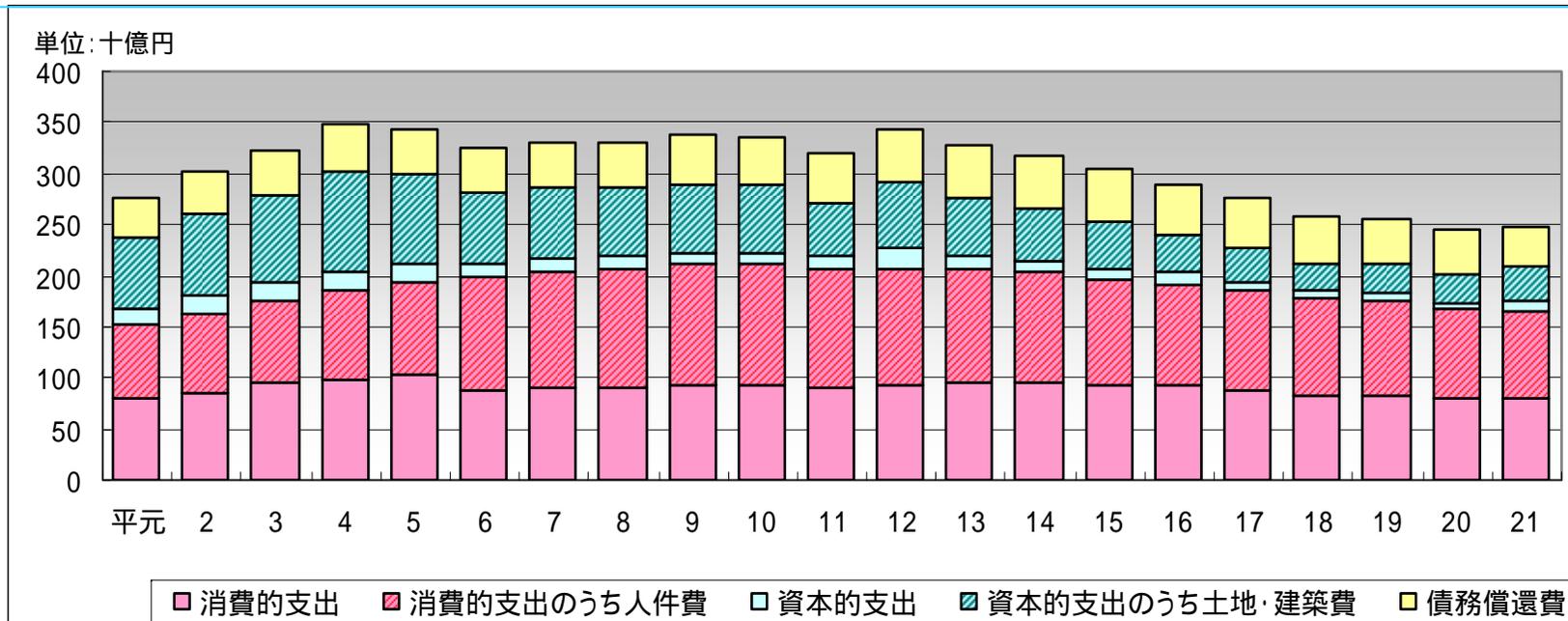
知事部局所管施設分の生涯学習関連費の推移

教育委員会における社会教育費は大幅な減少傾向にある一方で、知事部局所管施設分の生涯学習関連費は近年微増だったが、平成21年度は教育委員会における社会教育費総額が微増となる一方で、知事部局所管施設分の生涯学習関連費がやや減少。



(出典) 地方教育費調査

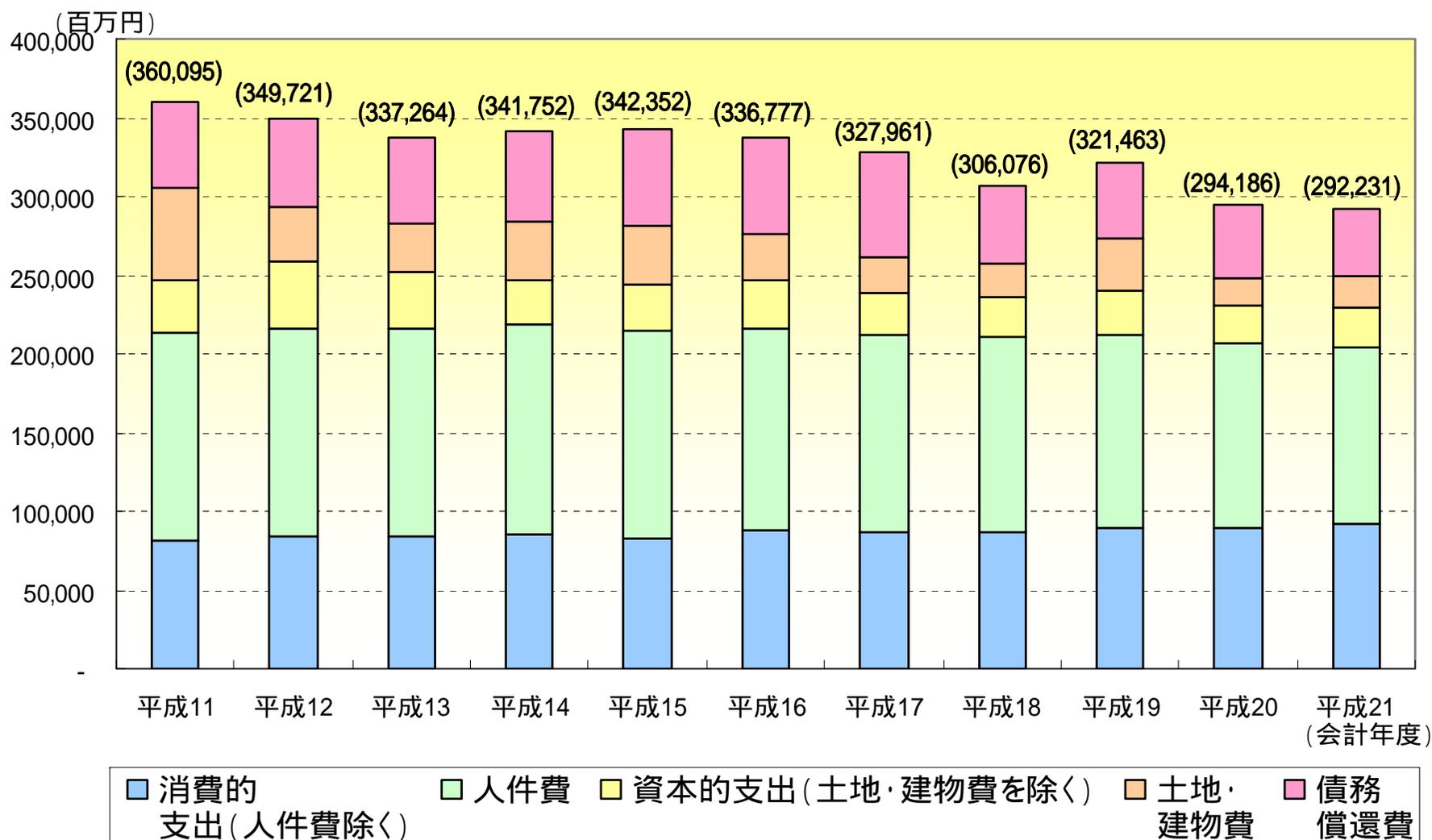
地方公共団体における公民館費の推移



(単位:百万円)

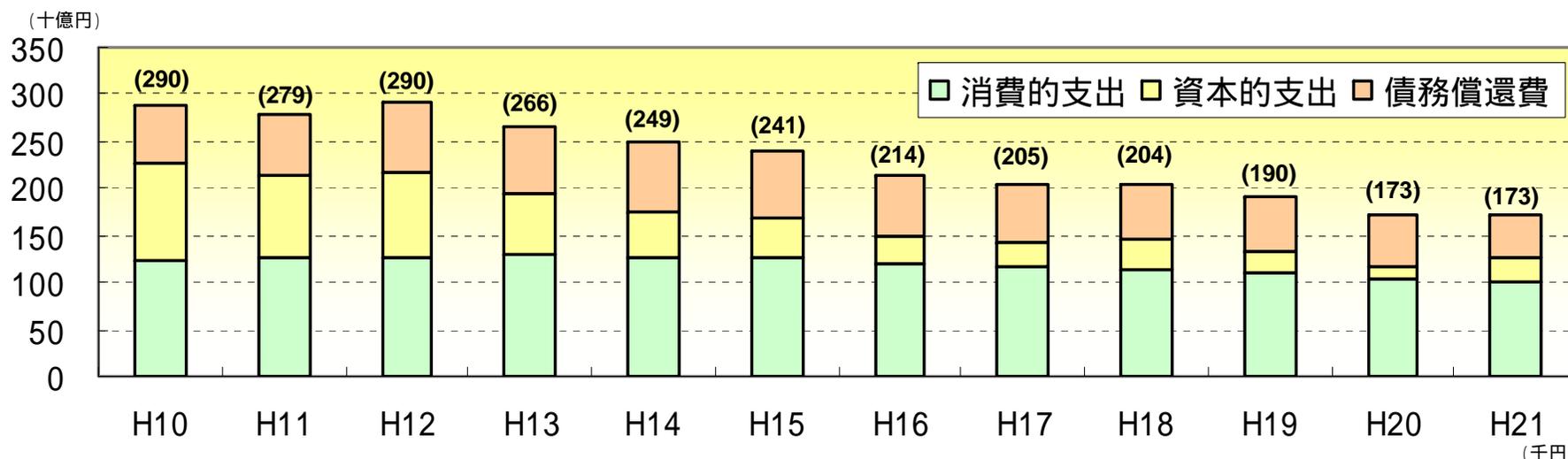
区 分	教育費総額	消費的支出	うち人件費	資本的支出	うち土地・建築費	債務償還費
平成元年度	276,207	151,516	70,731	84,633	69,366	40,058
平成2年度	301,278	163,168	77,052	97,544	79,521	40,566
平成3年度	322,179	176,020	81,235	102,959	84,652	43,201
平成4年度	347,847	186,009	86,799	116,082	98,343	45,756
平成5年度	343,178	193,235	89,965	106,572	87,171	43,372
平成6年度	325,253	198,998	110,735	83,552	70,794	42,703
平成7年度	330,692	202,861	113,046	84,668	71,150	43,162
平成8年度	329,954	206,076	114,721	79,101	65,185	44,777
平成9年度	338,682	210,783	117,547	78,974	67,780	48,925
平成10年度	335,507	210,572	117,664	77,374	66,380	47,561
平成11年度	320,853	207,637	116,062	62,931	51,978	50,285
平成12年度	342,997	207,632	114,068	82,989	64,603	52,376
平成13年度	327,361	206,737	110,378	68,391	55,083	52,232
平成14年度	318,626	202,990	107,191	63,320	52,340	52,316
平成15年度	304,918	197,043	104,158	56,451	45,778	51,425
平成16年度	289,271	191,826	99,365	48,446	37,226	48,999
平成17年度	276,122	184,833	96,952	41,368	33,767	49,921
平成18年度	258,380	178,607	94,934	33,117	27,087	46,656
平成19年度	256,541	176,740	94,764	35,249	29,378	44,552
平成20年度	245,318	168,179	88,700	33,799	28,072	43,339
平成21年度	247,654	164,273	83,282	45,719	35,362	37,660

地方公共団体における図書館費の推移



(出典) 地方教育費調査

地方公共団体における博物館費の推移



	消費的支出	資本的支出	債務償還費	合計
H10	123,285,517	103,648,282	62,975,572	289,909,371
H11	124,847,682	88,621,197	65,684,139	279,153,018
H12	126,461,314	91,105,953	72,887,619	290,454,886
H13	128,487,086	65,249,401	72,047,374	265,783,861
H14	124,826,191	49,295,999	74,980,153	249,102,343
H15	126,454,095	43,045,889	71,534,710	241,034,694
H16	120,797,721	29,803,809	63,003,976	213,605,506
H17	117,604,400	26,140,925	61,492,930	205,238,255
H18	114,597,347	32,848,708	56,631,543	204,077,598
H19	109,275,119	25,069,280	56,036,435	190,380,834
H20	103,905,734	13,037,670	55,798,545	172,741,949
H21	99,910,230	27,707,299	45,612,804	173,230,333

(出典) 地方教育費調査